

商標登録第5220027号 美濃和紙（みのわし）

商標

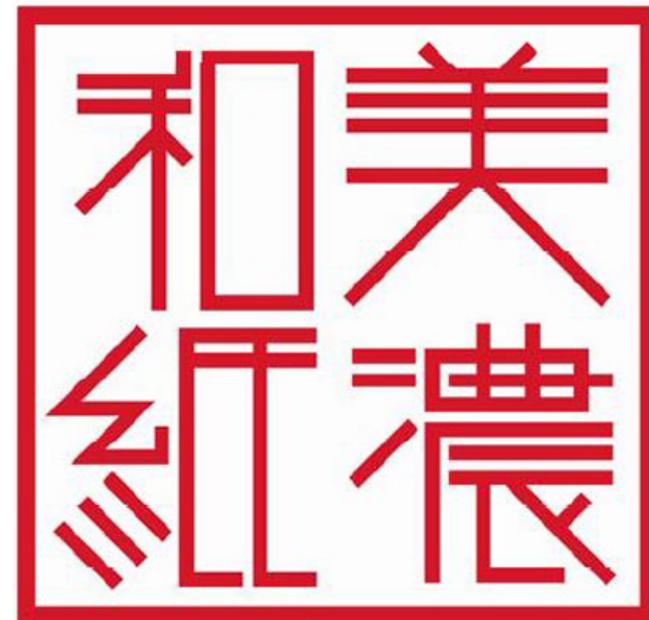
美濃和紙

権利者

美濃和紙ブランド協同組合（岐阜県美濃市蕨生1851番地の3）

指定商品又は指定役務

岐阜県岐阜市、関市、美濃市で生産される和紙・和紙製便せん・封筒・葉書・一筆せん・色紙・名刺用紙・短冊・のし袋・点袋・絵手紙用の葉書用紙・グリーティングカード・カード・水引・金封・ノートブック・メモ帳・文庫本カバー・はし袋・コースター・ランチョンマット・カレンダー・巻紙・菓子受紙・絵馬袋



連絡先・関連ウェブサイト

電話番号：0575-34-8278

関連ウェブサイト：[美濃和紙ブランド協同組合ホームページ（外部サイトリンク）](#)

商品・サービスの特徴

「美濃和紙」の起源は明らかではありませんが、奈良の正倉院に残されている日本で最も古い紙（702年）とされている戸籍用紙が美濃で生産されたとの説があることから、千三百年の歴史があると考えられています。以来「美濃和紙」は、伝統的産業の手漉和紙とその伝統技術を基盤とした機械漉和紙、更にこれらの和紙を素材として和紙製品を生産している三者が一体となって「美濃和紙」産地を形成しています。「美濃和紙」は豊かな暮らしと環境保全に寄与すべく伝統と革新技術を追求しながら、皆様方のニーズに対応できる和紙産地として日々研鑽をしています。